

(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第七条 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次の表の  
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (7) (略)</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (7) (略)</p> <p>(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ハの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>

十一 介護給付費等単位数表第三の六の注の厚生労働大臣が定める  
基準

第三号の規定を準用する。

(削る)

十五 介護給付費等単位数表第四の六の注の厚生労働大臣が定める  
基準

第三号の規定を準用する。

十六 介護給付費等単位数表第五の一の注一の(二)の(三)の厚生労働大  
臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

十六の二 (略)

(削る)

十七 介護給付費等単位数表第五の七の注の厚生労働大臣が定める  
基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のい  
ずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、

基準

第三号の規定を準用する。

十一の二 介護給付費等単位数表第三の七の注の厚生労働大臣が定  
める基準

第三号の二の規定を準用する。

十五 介護給付費等単位数表第四の六の注の厚生労働大臣が定める  
基準

第三号の規定を準用する。

十五の二 介護給付費等単位数表第四の七の注の厚生労働大臣が定  
める基準

第三号の二の規定を準用する。

(新設)

十六 (略)

十七 介護給付費等単位数表第五の七の注の厚生労働大臣が定める  
基準

第三号の規定を準用する。

十七の二 介護給付費等単位数表第五の八の注の厚生労働大臣が定  
める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のい  
ずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、